

マークは「声」

このマークを見たことがありますか。そして、このマークの意味を知っていますか。

これは、東京都が作成した「ヘルプマーク」。義足や人工関節を使用している人、内部しよがいや難病の人、または妊娠初期の人などは、外見からはその状態が分かりにくいことが多くあります。だからこそ、援助や配慮を必要としていることをマークで知らせることで、援助を得やすくしようと、作成されたマークなのです。

来年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく外国人観光客にもより分かりやすい案内を表示するため、案内用記号の規格が見直され、その中にこの「ヘルプマーク」も追加されました。

マークやサインは、日々の暮らしの中だけでなく災害時も、そして、世界中の人々が自由に行き交う時代に、「声」としての役割を果たす、欠かせないものとなっています。

今求められるのは

「気持ち」

公共施設等のスロープやエレベーター、公共交通機関の点字ブロックや表示、そして日常生活で使用する便利な用具やグッズなど、バリアフリーに向けた生活環境は徐々に整いつつあります。



▲市役所の手すりの点字表示

しかし、環境が整ったにしろ、私たちの気づきや配慮はどう変化したでしょうか。便利な環境ができたことで、「コミュニケーションや手を差し伸べる機会が減っていませんか。援助や配慮を必要としている人は、必ずしもしよがいがある人々とは限りません。妊娠婦や、けがや病気により一時的に不自由を強いられている人など、日常生活や移動が困難になる事情は様々です。マークは一つでも、訴えは同じではなく、しっかりと声をかけて、その人が求めている援助をする「気持ち」が求められています。

知っていますか



長浜市では、法令名や固有の名称を除き、「障害」を「しよがい」と表記しています。これは、「障」から連想される差しさわりや故障、「害」から連想される妨げや災いといった不快な感覚を少しでも改善し、誰もの心や行動への意識啓発を図るとともに、本市の取り組みの根本的な理念となる「生涯の福祉」の意味を込めているものです。

市の取組

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、公的機関では、「合理的配慮」を提供することが義務づけられました。合理的配慮とは、しよがいのある人やその家族から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な対応をすることです。平成30年3月に策定した「長浜市しよがい福祉プラン」では、法が規定している差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、広



▲研修会の様子

く周知・啓発を図っていくこととしており、各種の福祉イベントや、研修会、出前講座などで広くお知らせするよう努めています。

マークやサインについても、幼児や小中学生への出前講座や、各種イベント等での啓発を積極的に行い、お互いが支え合えるまちづくりをめざしています。

ヘルプマークは、左記で無料配布しています。ストラップ付きで鞆などにもつけることができます。

【市内の配布場所】

- しよがい福祉課（本庁舎1階）
- 健康推進課（ウエルセンター）
- 北部振興局 福祉生活課
- 市立長浜病院 患者総合支援センター
- 長浜市立湖北病院 地域医療連携室
- 長浜保健所



特集

暮らしの中にある「マーク」や「サイン」

マークやサインには、世界共通のものから、自治体や団体が独自に作っているもの、配慮や支援を呼びかけるマークはもちろん、中には、表示が義務付けられており、表示をしないと違反となるものもあります。それぞれのマークに大切な意味が込められており、しよがいのある人だけでなく、その周囲にいる全ての人に対して表示されたマークです。

私たちの暮らしの中にある商業施設や公共施設、交通機関などに様々なマークやサインを見かけます。しかし、何を訴えるマークか、一目でわかるものばかりではありません。まちの中で見かけても、その意味を知らなければ、援助や配慮を必要としている人に、手を差し伸べることはできないのです。

マークは、お互いに気づきをもたらず「声」であり、全ての人がこれらのマークの意味を正しく理解、そして活用することで、誰もが暮らしやすい、やさしいまちを創ることが出来ます。



長浜市しよがい福祉課 課長 細川 顕

私たちは誰もが、人と人の何かしらの支え合いの中で生活し、それはいつだって「当たり前」のことと知っています。一方、しよがいのある人にとっては、私たちが「当たり前」と感じていることが「当たり前でない」ことがあります。例えば、車いすを押して段差を超える、耳が不自由な人に文字で伝える、また外見からはわからない内部しよがいのある人に席を譲るなど、周りの支えがあることで、「当たり前でない」ことが「当たり前」になることもたくさんあります。

市内には、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を持つ人が、約6,800人おられますが、手帳はなくても支えを必要とする人もたくさんおられます。しよがいのあり方は多種多様、暮らしの中で不便に感じることも様々です。

マークやサインは、しよがいのある人の意思表示であるとともに、周りにいる私たちが「当たり前でない」ことを「当たり前」にするための気づきの「声」でもあります。

※この特集は、14ページの「市民からのメッセージ」の対象です。